

「年収130万円の壁」の対応について

「年収130万円の壁」とは、事業主の人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により、年収が130万円以上となった場合のみ、一時的な収入である旨の事業主の証明を添付することで、原則として**連続2回までは**引き続き扶養に入り続けることが可能です。

今回の家族資格調査で取得した令和8年度「所得証明書」または「課税非課税証明書」の収入金額が130万円(19歳以上～23歳未満(配偶者を除く)は150万円・60歳以上または障害年金受給者は180万円)以上の方は、年収の壁に該当するか否かを下記でご確認いただき、ご対応ください。

令和8年度 課税(非課税)証明書

令和8年度 所得証明書

年収の壁に該当する方・しない方

該当する方

- 事業主の人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動を事業主が証明できる

証明できる

該当しない方

- 「雇用契約書」等による年間収入の見込み額が130万円(19歳以上～23歳未満(配偶者を除く)は150万円・60歳以上または障害年金受給者は180万円)以上の契約になっている
- 特定の事業主と雇用関係にない(自営業、フリーランスなど)
- 時給の改定(増額)、手当の増加による給与増額

令和8年8月1日付で扶養抹消となりますので、「異動届」と「資格確認書」(交付されている方のみ)をご提出ください。

下記①～③をご提出いただくことで、一時的な収入変動に該当するかを確認します。

- ① 被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書
- ② 当組合様式の「就労証明書」
- ③ 令和7年1月～令和7年12月 12ヵ月の「給与明細書」[コピー]

注1: 年間の途中で転職されている場合は、すべての「給与明細書」が必要

注2: 複数勤務先がある場合で、一部が年収の壁に該当する際は、該当勤務先の「事業主の証明書」と、全勤務先の「就労証明書」・「令和7年1月～12月の給与明細書」を提出

①②は当組合HP「News & Topics」の『2026年度家族資格調査を実施します。』よりダウンロード▶

■ 書類を確認の上、総合的に判断しますので、事業主の証明をもって認定継続と判断されるものではありませんので十分ご注意ください。

■ すべての書類が揃わない・期日までに到着しない場合は、令和8年8月1日付で扶養抹消となります。



年収130万円の壁についての関連サイトおよびお問い合わせはこちら

関連サイト

厚生労働省ホームページ
年収の壁・支援強化パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

スマホはこちらから



年収の壁に関するお問い合わせ先

年収の壁突破・総合相談窓口(厚生労働省)

0120-030-045 (フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30～18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はご利用いただけません)

被扶養者が別居したとき

健康保険の被扶養者となるためには、健康保険法第3条7項により、「被保険者と同一の世帯に属し主として被保険者の収入によって生活していること」が前提となります。

被保険者と被扶養者が別居した場合は、同一の世帯ではなくなるため主として被保険者の収入によりその被扶養者の生活が成り立っているかどうかを確認します。

具体的には、被保険者から被扶養者に対して、毎月生活費としての仕送りが必要となり、証明書類として「仕送り証明」を確認します。

※別居とは「住民票」の住所(番地)が異なることです。

1. 仕送りが必要な主なケース

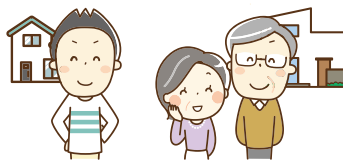
【ケース1】

婚姻解消予定・調停中・不仲による別居



【ケース2】

親と別居



【ケース3】

住宅ローンの関係で「住民票」が別



【ケース4】

学校に通うため一人暮らしをしていたが卒業し、現在一人暮らしを継続しながら就職浪人中



【ケース5】

親族の家の方が学校に近く、親族の家から通学するため別居



【ケース6】

被保険者の通勤の都合による別居
※会社から単身赴任手当が支給されていない場合は仕送りが必要



2. 仕送りの基準について

被扶養者(またはその世帯の方)に収入がある場合、仕送り額がその方の収入を下回る場合は生計維持関係がないと判断します。

少額の仕送りでは「主として被保険者の収入によって生活していること」にはなりませんので、扶養抹消となります。

3. 仕送り方法について

- ①毎月生活費を仕送りすること。
- ②金融機関等を通じて、第三者が見てわかるように「誰から」「誰へ」「いつ」「いくら」振込まれたのか確認できるもの。

※健康保険組合から「仕送り証明」(「振込明細書」など)の提出をお願いしますので、直近1年半分は必ず保管しておいてください。

◎手渡しは認められません。

キャッシングサービスご利用明細			
ご利用ありがとうございます。 お振込み明細を印刷するための控えです。		●●●銀行	
振込機関	振込店	口座番号	
振込店	01234	お振込日	2026-03-20
お振込内容	振込	お振込金額(円)	¥234,567
		手数料	¥540
		お振込後の残高(円)	¥765,432
振込金受取書 電帳			
振込人	●●●銀行		
振込先	●●●支店		
振込先	〒012345678		
振込先	支店 900		
振込先	電話番号 03-0123-4567		
振込先	取扱番号 0123456		



- 仕送り証明が提出できない場合
別居日または令和8年1月1日のいずれか遅い日で抹消となります。
- 仕送り証明の提出はあるが基準を満たさない場合
(例: 毎月仕送りしていない、金額が基準に満たない、申告内容と事実が異なるなど)
基準を満たさなくなった月または令和8年1月1日のいずれか遅い日で抹消となります。

抹消日以降の医療費については全額自己負担となり、当健康保険組合が負担した医療費がある場合は、その分を返還していただくことになります。